

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市白根高齢者能力活用センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第66号

新潟市白根高齢者能力活用センター条例の一部を改正する条例

新潟市白根高齢者能力活用センター条例（平成16年新潟市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

室名	使用料（1時間につき）
庭園の間	70円
大風の間1	140円
大風の間2	140円

別表備考1中「100円」を「70円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の新潟市白根高齢者能力活用センター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市白根高齢者能力活用センターの利用につき、当該利

用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。